

豊島区サッカー協会ジュニア委員会 トレーニングセンターの運営及び参加等に関する規約

第1条(趣旨)

この規約は、豊島区サッカー協会(以下「協会」と称す。)ジュニア委員会(以下「委員会」と称す。)が設置したトレーニングセンター(以下「トレセン」と称す。)の運営及びトレセンに参加する者(以下「参加者」と称す。)等に関する事項を定めるものである。

第2条(事務局)

トレセンの事務局は、委員会内に置く。

第3条(管理、運営及び期間)

トレセンは、委員会が管理及び運営に当たる。

- 2 トレセン活動の期間は、原則として毎年4月より翌年3月の1年間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、4月から9月までを前期、10月から3月までを後期として運営することができる。

第4条(トレセンの活動の目的)

トレセンの活動の目的は、次のとおりとする。

- (1)日本サッカーの強化、発展のため、協会加盟ジュニアクラブに所属する子どもの中から、将来サッカー競技で選手として活躍できる優秀な人材を発掘すること。
- (2)レベルの高い「個」を集めて、良い環境において、良い指導を与えること。
- (3)レベルの高い「個」同士が互いに刺激となる状況をつくること。

第5条(参加者)

参加者は、協会に加盟するジュニアサッカークラブの選手で、トレセンの趣旨に賛同する者で、かつ、委員会が参加を認める者とする。

- 2 前項に規定する委員会による参加選手の認定は、原則として、第3条第2項に規定する活動期間の開始直前の3月に行うものとし、同条第3項に基づいて後期から参加する選手の認定を行う場合は、前期終了時に委員会が認定を行うものとする。

第6条(参加手続及び参加費)

参加者は委員会の定める参加申込書を提出し、別途定める参加費を、委員会が指示する方法で納めるものとする。

- 2 納められた参加費は、第7条に該当する場合を除き、原則として返還しないものとする。

第7条(参加の取り消し及び参加費の返金)

参加者は、前条に基づく参加申込書の提出から8日を経過するまでは無条件で書面により参加を取り消すことができる。この場合、活動参加の有無を問わず、支払われた参加費は全額返金される。

第8条(指導内容)

指導は、個人技術と個人戦術の向上を目指した内容とする。

第9条(指導員の選考及び任命)

トレセンの指導員は、委員会が選考し、任命する。

第10条(遵守事項等)

参加者は、トレセンの秩序を維持し、その活動場所においても常に所定のルールを厳守し、指導員の指示に従わなければならない。

- 2 参加者は、常に自己の健康管理を怠ることなく、これに関する指導員の指示に従うとともに、試合、練習等のトレセン活動中に体に何らかの異常があると感じた場合には、直ちに指導員及び委員会関係者にその旨を申し出なければならない。
- 3 参加者は、感染症予防及び感染拡大防止のために、委員会から参加者の健康状態等に関する情報(感染の状況を含むがこれに限らない)の提供・報告を求められた場合は、速やかに応じなければならない。また、委員会が、同様の目的のために、トレセンに使用する運動施設や地方自治体等の求めに応じて当該個人情報を提供することについて予め承諾する。

第11条(除名等)

委員会は、参加者が次の各号の一つにでも該当すると認めた場合は、参加資格を一時停止すること、又は除名することができる。

- (1)本規約又は協会の定めるその他の規約に違反したとき。
- (2)トレセン、委員会または協会の名誉を傷つけ又は秩序を乱したとき。
- (3)活動場所の施設を故意に破損させたとき。
- (4)その他トレセン参加者として品位を損なうと認める行為があったとき。

第12条(参加資格の喪失)

参加者は次の場合、トレセンへの参加資格を失う。

- (1)参加者による脱退の申し出をしたとき。
- (2)前条に基づき参加者が除名されたとき。
- (3)第5条第2項に基づいて行われる委員会による認定手続きの結果、翌年度若しくは後期のトレセンへの参加が認められなかったとき。

第13条(事故等の責任)

委員会はトレセン活動の管理に万全を期するが、参加者が第10条に定めた遵守事項に違反した場合、万一に死亡、傷害その他いかなる事故が発生しても、協会、委員会、指導員、協会関係者および委員会関係者は損害賠償その他一切の責任を負わないものとし、参加者もこれについて何らの異議を申し出ることはできない。

- 2 委員会は参加者が第10条の定めを順守していた場合に生じた事故についても、トレセンの指導に誤りがあると認められない限り、前項と同様に協会、委員会、指導員、協会関係者および委員会関係者は一切の責任を負わないものとする。

第14条(個人情報)

委員会は、参加申込書等に記載された参加者の個人情報について法令、各種規範、ガイドラインを遵守するとともに、トレセン活動以外に使用しないものとする。

第15条(雑則)

本規約に定めのない事項は、委員会が指導員等と協議して決めることができる。

第16条(改正及び廃止)

委員会は、必要に応じて本規約を改正及び廃止することができ、その効力はすべての

参加者に及ぶものとする。

附 則

この規約は、2020年7月1日から効力を生じる。